

四日市大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 四日市大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法
の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深く
かつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家
並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを
目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するため、
自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科及び収容定員

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

環境情報学部

総合政策学部

2 前項の学部置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
環境情報学部	環境情報学科	70名	280名
総合政策学部	総合政策学科	130名	520名

3 学部学科ごとの人材育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別
表1-2のとおりとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(4) (削除)

(5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(7) 冬季休業 12月23日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第13条第

1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、転入学及び次条第3号に規定する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、その他別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金、学納金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び編入学)

第13条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、相当年次に学長は入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は1年以上在学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者
- (4) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長が決定する。

(再入学)

第14条 再入学を願い出た者があるときは、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は入学を許可することがある。ただし、第31条第2号の規定により除籍された者及び第35条の規定による退学者は、再入学を願い出ることができない。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第15条 授業科目を次のとおり分ける。

平成25年度以降の入学者適用

学 部		授 業 科 目
環境情報学部	環境情報学科	全学共通教育科目
		専門教育科目
総合政策学部	総合政策学科	全学共通教育科目
		専門教育科目

2 前項に定めるもののほか、学生の進路・就職の支援を体系的に行う全学共通のキャリア共通科目を置く。

(教育課程)

第16条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第17条 授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第18条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

平成25年度以降の入学者適用

学 部	学 科	基 準	
環境情報学部	環境情報学科	全学共通教育科目	15時間の授業をもって1単位とする。
		専門教育科目	
総合政策学部	総合政策学科	全学共通教育科目	
		専門教育科目	

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第19条 一年間の授業期間は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第21条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

(他の学部の授業科目の履修等)

第21条の2 教育上有益と認めるときは、所定の手続を経て他の学部に属する授業科目を履修することができる。

(他大学における授業科目の履修等)

第22条 教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む。)との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を限度として認定することができる。

3 他大学における授業科目の履修等に関する必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項に関する必要事項は、別に定める。なお認定できる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなし、認定された単位数と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 大学(外国の大学を含む。)又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年次に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認めるときは、学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の単位の認定は、編入学、転入学の場合を除き、60単位を限度として行うことができる。ただし、修業年数の短縮を行うことができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条の2 職業を有している等の事情により、第6条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを志願する者があるときは、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は第7条に定める在学年限を超えることはできない。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(卒業に必要な単位)

第24条 卒業に必要な単位は、次のとおりとする。

平成29年度以降の入学者適用

		授 業 科 目	単 位 数	
2 学 部 共 通	全 学 共 通 教 育 科 目	基 礎 科 目	必修科目 6 単位	
		語 学 科 目	必修科目 4 単位、選択科目 4 単位以上 ただし、留学生は日本語で修得すること	
		情 報 科 目	必修科目 6 単位を含んで 6 単位以上	
		地 域 科 目	4 単位以上	
		一 般 教 養 科 目	社会科学系列	各系列から 4 単位 合計 12 単位以上
			人文科学系列	
			自然科学系列	
		キャリア科目	必修科目 4 単位を含んだ 4 単位以上	
		特 別 科 目		
		ス キ ル 科 目	いずれかのユニットから 10 単位以上	
合 計	50 単位以上			

		授 業 科 目	単 位 数
総 合 政 策 学 部	専 門 教 育 科 目	学部基礎科目	必修 6 単位
		演習科目	必修 12 単位
		分野科目選択 必 修	いずれかの分野の科目から、必修 6 単位を 含んで 24 単位以上
		分野共通科目・学部選 択科目	分野共通科目および選択した以外の分野から 12 単位以上
		合 計	62 単位以上

		授 業 科 目	単 位 数
環 境 情 報 学 部	専 門 教 育 科 目	学部基礎科目	必修 6 単位
		演習科目	必修 12 単位
		分野科目選択 必 修	いずれかの分野の科目から、必修 6 単位を 含んで 24 単位以上
		分野共通科目・学部選 択科目	分野共通科目および選択した以外の分野から 12 単位以上
		合 計	62 単位以上

※ただし、2 学部とも卒業に必要な総単位数は 130 単位以上

第 7 章 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第 25 条 疾病その他のやむを得ない理由により 2 か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 削除

3 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学部教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 26 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、改めて許可を得て、更に 1 年以内に限り休学することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第7条の在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、消滅した事由書を添えて、学長に願い出て、許可を得て復学することができる。

2 削除

(転学部)

第27条の2 他学部への転学部を志願しようとする者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第27条の3 在籍学部内において他の学科への転学科を志願しようとする者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(転学志願)

第28条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 削除

(留学)

第29条 外国の大学で授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て、学長の許可を得て留学することができる。

2 削除

3 前項の許可を得て留学した期間のうち、1年以内に限り、第6条に定める修業年限に含めることができる。

4 第22条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 削除

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第26条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 第27条の復学手続きのない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 本学に4年（第13条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第24条に定める単位数を修得した者については、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長が卒業を認定する。

(学位)

第33条 卒業した者は、次の区分に従い学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
環境情報学部	環境情報学科	学士（環境情報）
総合政策学部	総合政策学科	学士（総合政策）

第9章 賞罰

(表彰)

第34条 学生として表彰に価する行為があった者は、これを表彰することができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第35条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、
学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(研究生)

第36条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があ
るときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り選考し、当該学部教授会
の意見を聴取のうえ、学長は研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生と聴講生)

第37条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があ
るときは、本学の教育に支障のない場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を
聴取のうえ、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。

科目等履修生が履修した授業科目に合格した場合は、所定の単位を与える
ことができる。

2 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があ
るときは、本学の教育に支障のない場合に限り選考し、当該学部教授会の意見を聴取の
うえ、学長は聴講生として聴講を許可することがある。

聴講生には単位を付与しない。

(特別聴講学生)

第 38 条 他の大学（外国の大学を含む。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は特別聴講学生として入学を許可することがある。

(委託生)

第 39 条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について 1 学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は委託生として入学を許可することがある。

(研究生等に関する規則)

第 40 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 41 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは選考し、当該学部教授会の意見を聴取のうえ、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第 42 条 検定料、入学金及び授業料等は別表 2 のとおりとする。ただし、第 23 条の 2 に定める学生については、別に定める。

(授業料等の納付)

第 43 条 授業料等は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区 分	納付期限
1期（4月1日から9月15日まで）	4月末日 (ただし、入学にあっては其の手續期間)
2期（9月16日から翌年3月31日まで）	10月末日 (学年中途の復学及び入学者の授業料等)
第44条 1期又は2期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。 (学年中途の卒業見込者授業料等)	
第45条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月日が属する当該期の授業料等を納付するものとする。 (退学、除籍及び停学者の授業料等)	
第46条 1期又は2期の中で退学し、又は除籍された者は、当該期の授業料等を納付するものとする。 2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。 (休学者の授業料等)	
第47条 1期又は2期の全期間を休学した者は、当該期の授業料等を免除する。 (既納料の返還)	
第48条 納付した検定料、入学金、授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、入学辞退者は、指定期日までに申し出により既納の納付金のうち授業料等のみ返還する。	

第12章 公開講座

(公開講座)

- 第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附属機関

(附属機関)

第50条 本学に情報センターを置く。

第51条 本学に社会連携センターを置く。

第52条 (削除)

第52条の2 (削除)

第52条の3 本学の目的を達成するために必要な附属機関を置くことができる。

第53条 第50条から第52条の3までに關する必要な事項は、別に定める。

第14章 施設

(施設)

第54条 本学に体育館その他の施設を置く。

2 前項に關する必要な事項は、別に定める。

第15章 職員組織

(職員)

第55条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他の職員を置く。

第55条の2 本学に客員教授及び特任教員を置くことができる。

2 前項に關する必要な事項は、別に定める。

(附属機関の長)

第56条 情報センターに館長、及び社会連携センターにセンター長を置くことができる。

(部局等の長)

第57条 本学の各学部に学部長を置く。

2 削除

3 本学に事務組織として局、部、室を置くことができる。それぞれに担当副

学長、局長、室長、次長を置くことができる。

4 前各項に関する必要な事項は、別に定める。

第16章 教授会等

(大学協議会)

第58条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する必要な事項は、別に定める。

(全学教授会)

第58条の2 本学の教育研究に関わる重要事項に関して、全学教授会を置く。

2 全学教授会は学長、副学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要であると認めた場合には准教授及びその他の教職員を参加させることができる。

3 全学教授会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 学則その他学内重要規則に関する事

(4) 前三号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長、その他の教授会が置かれる組織の長(学長等という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 全学教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(学部教授会)

第58条の3 各学部の教育研究に関する重要事項に関して、学部教授会を置く。

2 学部教授会は学部長及び当該学部の専任の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要であると認めた場合には准教授及びその他の教職員を参加させる

ことができる。

3 学部教授会は、次の事項について意見を述べることができる。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。
- (3) 学生の試験及び卒業に関すること。
- (4) 教員の人事に関すること。
- (5) 学則その他学内諸規程に関すること。
- (6) その他学部の運営に関する重要事項

4 学部教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第59条 本学の運営に必要な場合には、各種委員会を置くことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 その他

(研究生等の学則の準用)

第60条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中學生に関する規定を準用する。

(その他)

第61条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の経済学部の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	180名
	経営学科	180名

附 則

この学則は、平成3年10月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成12年度の経済学部の入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	177名
	経営学科	177名

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの間の経済学部の入学定員は次のとおりとする。

平成13年度

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	119名
	経営学科	119名

平成14年度

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	116名
	経営学科	116名

平成15年度

学 部	学 科	入学定員
経済学部	経済学科	113名
	経営学科	113名

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第48条については、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 経済学部現代ビジネス学科及び環境情報学部社会環境デザイン学科は、平成20年4月1日より学生募集を停止する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 メディアコミュニケーション学科は、平成23年4月1日より学生募集を停止する。

附 則

経済学部現代ビジネス学科については、平成24年3月31日に廃止する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

環境情報学部社会環境デザイン学科については、平成25年3月31日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科及び経済学部経営学科は、平成25年4月1日より学生募集を停止する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

環境情報学部メディアコミュニケーション学科については、平成27年3月31日に廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済経営学科は、平成29年4月1日より学生募集を停止する。

附 則

経済学部経営学科については、平成29年4月19日に廃止する。

附 則

この学則は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

経済学部経済学科については、平成29年7月19日に廃止する。

附 則

この学則は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

経済学部（経済経営学科）については、令和3年9月15日に廃止する。

附 則

この学則は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 授業科目及びその単位数
総合政策学部総合政策学科

平成29年度以降の入学適者適用

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
全 学 科 目	基礎科目	「人間たれ」	1	2	6単位修得すること
		入門演習Ⅰ	1	2	
		入門演習Ⅱ	1	2	
	語 学 科 目	基礎英語Ⅰ	1	2	4単位修得すること。ただし留学生は日本語で修得すること
		基礎英語Ⅱ	1	2	
		基礎日本語Ⅰ	1	2	留学生対象科目
		基礎日本語Ⅱ	1	2	留学生対象科目
		英語コミュニケーションⅠ	2	2	4単位以上修得すること。ただし留学生は日本語で4単位以上修得すること
		英語コミュニケーションⅡ	2	2	
		中国語Ⅰ	2	2	
		中国語Ⅱ	2	2	
		ポルトガル語Ⅰ	2	2	
		ポルトガル語Ⅱ	2	2	
		海外語学研修a(英語)	2	2	留学生対象科目
		海外語学研修b(中国語)	2	2	
		日本語中級Ⅰ	2	2	
	日本語中級Ⅱ	2	2		
	日本語上級Ⅰ	3	2	留学生対象科目	
	日本語上級Ⅱ	3	2	留学生対象科目	
	情報科目	コンピュータリテラシー	1	4	6単位以上修得すること
情報倫理		1	2		
情報科学		1	2		
情報と職業		1	2		
アプリケーション演習Ⅰ		1	2		
アプリケーション演習Ⅱ		2	2		
地域科目	四日市学	1	2	4単位以上修得すること	
	地域社会の歴史	1	2		
	市民教育	1	2		
	人権論	1	2		
	地域社会と環境	1	2		
	地域防災	1	2		
	地域連携特別講義a	1	2		
	地域連携特別講義b	1	2		
共 般 教 育 学 科 目	社会科学系	経営学	1	2	各系列で4単位修得し、合計12単位以上修得すること
		経済学	1	2	
		政治学	1	2	
		社会学	1	2	
		ジェンダー論	1	2	
		メディアリテラシー	1	2	
		社会福祉概論	1	2	
		日本国憲法	1	2	
		法学	1	2	
		民法入門	1	2	
	人文科学	倫理学	1	2	
		哲学	1	2	
		文学	1	2	
		文章表現論	1	2	
		文化論	1	2	
教育学	1	2			

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考	
				必修	選択		
通	養 系 列	日本史概論	1		2		
		世界史概論	1		2		
		地理学概論	1		2		
		地誌	1		2		
	科 自 然 科 学 系 列	科学的思考論	1		2		
		科学思想史	1		2		
		自然科学概論	1		2		
		数学概論	1		2		
		化学概論	1		2		
		地学概論	1		2		
		生物学概論	1		2		
		生物と進化	1		2		
		環境論	1		2		
		心理学	1		2		
	アキ 科 目 リ	キャリア基礎Ⅰ	1	2			4単位以上修得すること
		キャリア基礎Ⅱ	2	2			
		キャリア基礎Ⅲ	2		2		
	教 特 別 科 目	ボランティア活動a	1		2		
		ボランティア活動b	1		2		
国際協力研修		1		2			
インターンシップ		2		2			
他大学開放科目a		2		2			
他大学開放科目b		2		2			
他大学開放科目c		2		2			
他大学開放科目d		2		2			
他大学開放科目e	2		2				
育 科	養 成 ユ ニ ツ ト 社 会 調 査 士	社会調査入門	1		2		
		社会調査の技法	1		2		
		データ分析の基礎	2		2		
		統計的分析	2		2		
		データ解析の技法	2		2		
		フィールドワーク論	2		2		
		社会調査実習1	3		2		
		社会調査実習2	3		2		
	公 務 員 養 成 ユ ニ ツ ト	公務のための数的推理	1		2		
		公務のための判断推理	1		2		
		公務のための現代文	1		2		
		公務のための政治学	2		2		
		公務のための経済学	2		2		
		公務のための法学	2		2		
		公務のための人文科学	2		2		
		公務のための自然科学	3		2		
		公務のための英文理解	3		2		
	公務のための論文・面接	4		2			
	お も て な し 経 営 ユ ニ ツ ト ス キ ル 科 目	ビジネスマナー	1		2		いずれかのユニットで10単位 以上修得すること
		サービス経営論	1		2		
		販売士講座	2		2		
		ビジネスコミュニケーション	2		2		
		グローバルコミュニケーション	2		2		
		オペレーション演習	2		2		
		ビジネスマネジメント	3		2		
		マーケティング演習	3		2		
	おもてなし特別講義a	2		2			

区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
目	英語力養成ユニット	おもてなし特別講義b	2		2	
		観光英語 I	1		2	
		観光英語 II	1		2	
		コンピュータ英語 I	1		2	
		コンピュータ英語 II	1		2	
		英語表現 I	2		2	
		英語表現 II	2		2	
		ビジネス英語 I	2		2	
		ビジネス英語 II	2		2	
		検定英語 I	3		2	
	検定英語 II	3		2		
	メディアユニットデザイン	メディアツールa	1		2	
		メディアツールb	1		2	
		メディアツールc	2		2	
		メディアツールd	2		2	
		Webデザインa	2		2	
		Webデザインb	3		2	
		Webプログラミングa	1		2	
		Webプログラミングb	2		2	
インターネット論		2		2		
専門教育科目	学部基礎	政策科学入門	1	2		6単位修得すること
		総合政策論 I	1	2		
		総合政策論 II	2	2		
	演習科目	基礎演習a	2	2		12単位修得すること
		基礎演習b	2	2		
		専門演習a	3	2		
		専門演習b	3	2		
		専門演習c	4	2		
	専門演習d	4	2			
	地域・まちづくり分野	分野必修	地方自治論	1	2	
地域経済論			2	2		
政策過程論			2	2		
政策の理論		現代財政学	2		2	
		行政法	2		2	
		行政学	2		2	
		都市法	3		2	
		政策法務	3		2	
地域と社会		地域産業論	2		2	
		地域開発論	2		2	
		地域福祉論	2		2	
		社会保障論	2		2	
		地域社会学	2		2	
		環境社会学	2		2	
		女性学	2		2	
まちづくり		食とまちづくり	1		2	
		祭りとまちづくり	2		2	
	音楽とまちづくり	2		2		
	鉄道とまちづくり	2		2		
	コミュニティ論	1		2		
	地方議会論	2		2		
	NPO論	2		2		
	マイノリティ政策	1		2		
	環境政策	2		2		

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
専門教育科目	地域政策	観光政策	2		2	分野共通科目及び選択した以外の分野から12単位以上修得すること	
		経済政策	2		2		
		都市政策	2		2		
		交通政策	2		2		
		都市計画論	3		2		
	スポーツ・人間分野	分野必修	からだところ	2			2
			こころの科学	2			2
			スポーツ政策論	1			2
		スポーツ基礎	スポーツ指導論	1			2
			スポーツトレーニング論	1			2
			スポーツ心理学	1			2
			スポーツ社会学	2			2
			スポーツ生理学	2			2
			健康スポーツ論	2			2
			スポーツ栄養学	2			2
		スポーツ実践	アスリート育成論	1			2
			スポーツ応用科学	2			2
			スポーツメディカル論	2			2
			地域スポーツ論	2			2
			スポーツ実技	1			2
	こころと健康	介護予防スポーツ	2		2		
		健康スポーツ実技	2		2		
		こころの健康	1		2		
		こころと文学	2		2		
	国際・経営分野	分野必修	国際経済事情	1	2		
			国際関係論	2	2		
			経営管理論	2	2		
		国際理解	日本経済事情	1			2
			金融論	2			2
			国際経営論	2			2
			国際協力論	2			2
			開発経済学	2			2
		ビジネス経営	簿記入門	1			2
			会計学総論	1			2
			財務諸表論	2			2
			経営戦略論	1			2
			マーケティング論	2			2
			中小企業論	2			2
			人事管理論	3			2
			ものづくり経営	2			2
流通論			2		2		
農業経営論			2		2		
起業論			2		2		
分野共通科目			特別講義	総合政策特別講義Ⅰ	1		2
	総合政策特別講義Ⅱ	1			2		
	総合政策特別講義Ⅲ	1			2		
	文化論	出版文化論	2		2		
		日本文化論	2		2		
		東洋文化論	2		2		
		西洋文化論	2		2		
地域文化論	3		2				

別表1 授業科目及びその単位数
環境情報学部環境情報学科

平成29年度以降の入学適者適用

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
基礎科目	「人間たれ」	1	2		6単位修得すること	
	入門演習Ⅰ	1	2			
	入門演習Ⅱ	1	2			
語学科目	基礎英語Ⅰ	1	2		4単位修得すること。ただし留学生は日本語で修得すること	
	基礎英語Ⅱ	1	2			
	基礎日本語Ⅰ	1	2		留学生対象科目	
	基礎日本語Ⅱ	1	2		留学生対象科目	
	英語コミュニケーションⅠ	2		2	4単位以上修得すること。ただし留学生は日本語で4単位以上修得すること	
	英語コミュニケーションⅡ	2		2		
	中国語Ⅰ	2		2		
	中国語Ⅱ	2		2		
	ポルトガル語Ⅰ	2		2		
	ポルトガル語Ⅱ	2		2		
	海外語学研修a(英語)	2		2	留学生対象科目	
	海外語学研修b(中国語)	2		2		
	日本語中級Ⅰ	2		2		
	日本語中級Ⅱ	2		2		
日本語上級Ⅰ	3		2	留学生対象科目		
日本語上級Ⅱ	3		2	留学生対象科目		
情報科目	コンピュータリテラシー	1	4		6単位以上修得すること	
	情報倫理	1	2			
	情報科学	1		2		
	情報と職業	1		2		
	アプリケーション演習Ⅰ	1		2		
	アプリケーション演習Ⅱ	2		2		
地域科目	四日市学	1		2	4単位以上修得すること	
	地域社会の歴史	1		2		
	市民教育	1		2		
	人権論	1		2		
	地域社会と環境	1		2		
	地域防災	1		2		
	地域連携特別講義a	1		2		
	地域連携特別講義b	1		2		
一般科目	社会科学系科目	経営学	1		2	各系列で4単位修得し、合計12単位以上修得すること
		経済学	1		2	
		政治学	1		2	
		社会学	1		2	
		ジェンダー論	1		2	
		メディアリテラシー	1		2	
		社会福祉概論	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		法学	1		2	
	民法入門	1		2		
	人文科学	倫理学	1		2	
		哲学	1		2	
		文学	1		2	
		文章表現論	1		2	
		文化論	1		2	
		教育学	1		2	

区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
通	養系	日本史概論	1		2		
		世界史概論	1		2		
		地理学概論	1		2		
		地誌	1		2		
	科自然	科学的思考論	1		2		
		科学思想史	1		2		
		自然科学概論	1		2		
		数学概論	1		2		
		化学概論	1		2		
		地学概論	1		2		
		生物学概論	1		2		
		生物と進化	1		2		
		環境論	1		2		
	目学系	心理学	1		2		
		キャリア基礎Ⅰ	1	2			
		キャリア基礎Ⅱ	2	2			
		キャリア基礎Ⅲ	2	2			
		特別	ボランティア活動a	1			2
			ボランティア活動b	1			2
国際協力研修			1		2		
インターンシップ			2		2		
他大学開放科目a			2		2		
他大学開放科目b			2		2		
他大学開放科目c	2			2			
他大学開放科目d	2			2			
他大学開放科目e	2		2				
教	公務員養成ユニット	公務のための数的推理	1		2		
		公務のための判断推理	1		2		
		公務のための現代文	1		2		
		公務のための政治学	2		2		
		公務のための経済学	2		2		
		公務のための法学	2		2		
		公務のための人文科学	2		2		
		公務のための自然科学	3		2		
		公務のための英文理解	3		2		
	公務のための論文・面接	4		2			
	おもてなし経営ユニット	ビジネスマナー	1		2		
		サービス経営論	1		2		
		販売士講座	2		2		
		ビジネスコミュニケーション	2		2		
		グローバルコミュニケーション	2		2		
		オペレーション演習	2		2		
		ビジネスマネジメント	3		2		
		マーケティング演習	3		2		
		おもてなし特別講義a	2		2		
おもてなし特別講義b	2		2				
スキル科目	観光英語Ⅰ	1		2			
	観光英語Ⅱ	1		2			
	コンピュータ英語Ⅰ	1		2			
	コンピュータ英語Ⅱ	1		2			
	英語表現Ⅰ	2		2			
	英語表現Ⅱ	2		2			
ビジネス英語Ⅰ	2		2				
		4単位以上修得すること					
		いづれかのユニットで10単位以上修得すること					

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考	
				必修	選択		
目	ネット	ビジネス英語Ⅱ	2		2		
		検定英語Ⅰ	3		2		
		検定英語Ⅱ	3		2		
		メディア ユニ ア デ ザ イン	メディアツールa	1			2
			メディアツールb	1			2
			メディアツールc	2			2
			メディアツールd	2			2
			Webデザインa	2			2
			Webデザインb	3			2
			Webプログラミングa	1			2
	Webプログラミングb	2		2			
	インターネット論	2		2			
	養数 成理 ユ・ ニ 統 計 力	基礎数学	1		2		
		統計リテラシー	1		2		
		確率基礎	2		2		
		微積分	2		2		
		線型代数	2		2		
		データ分析の基礎	2		2		
		統計的分析	2		2		
	データ解析の技法	2		2			
データ統計処理	3		2				
学 部 基 礎	必修	環境情報学概論Ⅰ	1	2	6単位修得すること		
		環境情報学概論Ⅱ	1	2			
		四日市公害論	2	2			
演 習 科 目	必修	基礎演習a	2	2	12単位修得すること		
		基礎演習b	2	2			
		専門演習a	3	2			
		専門演習b	3	2			
		専門演習c	4	2			
専門演習d	4	2					
自然 環 境 分 野	分 野 必 修	地球環境学総論	1	2	いずれかの分野を選択し、必修6単位を含み、24単位以上修得すること		
		生態学	2	2			
		環境保全学	2	2			
	基 礎 環 境	環境化学	1			2	
		環境化学実験	1			2	
		自然調査法	2			2	
	環 境 保 全	地域環境論	1			2	
		環境エネルギー論	3			2	
		資源循環論	3			2	
		地理情報システム論	3			2	
		環境倫理学	1			2	
		環境政策	2			2	
		環境保全とツーリズム	2			2	
		環境社会学	2			2	
	環 境 生 態 学	環境法	3			2	
		都市環境論	3			2	
		海洋学	1			2	
生物分類学		2		2			
海洋調査法		2		2			
環境実験・調査a		2		2			
陸水学	2		2				
森林学	3		2				
土壌学	3		2				

区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門教育科目	食糧と環境	食糧生産学	1		2	分野共通科目及び選択した以外の分野から12単位以上修得すること
		食品微生物学	2		2	
		食品衛生学	2		2	
		環境実験・調査b	2		2	
		農産物流論	3		2	
		農業経営論	3		2	
	分野必修	メディア情報と文化	1	2		
		脳・音・光の科学 I	2	2		
		ソフトウェア論	2	2		
	メディアと社会	メディアの歴史	1		2	
		情報と感性	1		2	
		音楽とまちづくり	1		2	
		脳・音・光の科学 II	2		2	
		グラフィックデザイン概論	2		2	
		コミュニケーションデザイン論	3		2	
		次世代メディア社会	3		2	
		コンピュータ音楽論	3		2	
		コンピュータグラフィックス	3		2	
	ポップカルチャー論	3		2		
	スタジオと制作	感性と創造	1		2	
		表現と思想	2		2	
		映像概論	2		2	
		照明概論	2		2	
		音響概論	2		2	
		クリエイティブワーク I	2		2	
		クリエイティブワーク II	3		2	
		スタジオ技術論	3		2	
	イベント制作演習	3		2		
	情報	ハードウェア論	1		2	
		プログラミング	2		2	
		コンピュータ動作論	2		2	
		システム管理論	2		2	
		データベースプログラミング	3		2	
情報システム論	3		2			
メディア情報産業論	3		2			
特別講義	環境情報特別講義 I	1		2		
	環境情報特別講義 II	2		2		
	環境情報特別講義 III	2		2		
分野共通科目	文化論	音楽史	1		2	
		生命－情報－環境	2		2	
		日本文化論	2		2	
		出版文化論	2		2	
		アジア文化論	2		2	
欧米文化論	2		2			

別表1-2 人材育成及び教育研究上の目的

平成29年度以降の入学適者適用

本学は、学則第1条の目的を達成するために、総合政策学部並びに環境情報学部を設置し、両学部の特性を生かした教育研究を向上させ、建学の精神「人間たれ」に基づき、心豊かで、地域社会に貢献する有為な人材の育成を目指している。

その際、総合政策学部は、打ち続く東京一極集中のなかで、初めて経験する人口減少社会に直面している現代社会に対応した問題解決力の向上を、環境情報学部は、産業と環境が調和するモデル都市を目指す四日市に立地しているところから、情報を収集し、処理分析し、発信力を高めることを、それぞれ、特に目指している。

同時に、多様化し複雑化する諸問題を把握し、基礎教養の獲得と将来の進路選択能力を養成する全学共通教育科目を開設し、少人数教育、アクティブ・ラーニング、プロジェクト・ベースド・ラーニングの実施、また、個別指導のための「成長スケール」の活用、専門的能力及び資格取得を支援するスキル科目の履修を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力の基礎的技量の向上を図る。

総合政策学部

総合政策学部総合政策学科は、地域から世界まで幅広い視野をもち、激動する現代社会に力強く対応できる判断力・行動力と豊かな人間性を備えた、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成する。このため、既存の学問の枠組みを超えた地域・まちづくり、国際・経営、スポーツ・人間の3つの分野（科目群）を設置し、次に掲げる特徴を有する教育を行う。

【一人ひとりの学ぶ目的に即した教育の提供】

幅広い科目の設定と自由な選択の保障と全学年にわたる学生に対する個別指導により、公務員、企業、NPO等学生の進路や学ぶ目的に即した教育研究の機会を提供する。

【総合的な人間力の養成】

スポーツ、ディベート、アクティブ・ラーニングなどの手法と社会人学生・留學生等多様な学生相互の交流の促進を通じて、体力、コミュニケーション力、情操力などの総合的な人間力を養成する。

【地域との連携】

行政、議会、企業、NPO等と協働して、プロジェクト・ベースド・ラーニングを多用した「地域を教室・講師とした」現実を重視した学びの場を提供する。

環
境
情
報
学
部

現代社会がもたらした環境問題は、人類の生存を脅かす地球規模の危機を引き起こしている。そのため自然環境と人間の諸活動が調和できる社会を構築し、「持続可能な社会」の実現が要請されている。一方、種々のコミュニケーション手段の進化・普及は社会全体に影響を及ぼしている。単なる技術にとどまらず、異文化社会の理解もふまえて、人間を基軸にしたメディアコミュニケーションの確立も求められている。

環境情報学部では、こういった要請に応えるため、高度な情報処理能力を身につけ、総合的な環境の学習・研究・実践を目指すことを教育・研究の目的とし、さらに豊かな感性とコミュニケーション能力をもち、科学的視野にたつて、地球・社会・メディアの環境を支える人材を育てると共に、調和した地球環境を築く意欲と能力を備えた人材を養成する。

そのために、自然環境分野とメディア情報分野の2つの分野を設置し、情報処理技術を基礎に、以下に述べる事柄を実践できる人材を育成する。自然環境分野では、環境に関する基礎的な知識の習得、環境化学分析や測定などの実験科目などを通して、地域の環境を科学的な手法で把握し、人間を取り巻く環境について考察できる人材を育成する。メディア情報分野では、音響、映像、照明、電子メディアの技術を習得、何をどのように伝えるのかを考える上での他者理解、自己理解を探究する文化論を通して、自己の考えをメディア表現できる人材を育成する。さらに、高度な情報通信技術を習得し、その技術で社会に貢献できる人材を育成する。

検定料、入学金、授業料等

(単位：円)

総合政策学部

区 分	検定料	入学金	授 業 料 等 (年 額)			履修料 (1単位)
			授 業 料	教育充実費	教 学 費	
入 学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併 設 校 入 学	別に定める		680,000	365,000		
再 入 学	32,000		680,000	365,000		
転 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研 究 生	20,000	70,000	335,000	32,500		
科目等履修生	20,000	24,000		10,000		10,000
	継続			10,000		10,000
聴 講 生	20,000			10,000		9,000
	継続			10,000		9,000
特別聴講学生	別に定める					別に定める

環境情報学部

区 分	検定料	入学金	授 業 料 等 (年 額)			履修料 (1単位)
			授 業 料	教育充実費	教 学 費	
入 学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併 設 校 入 学	別に定める		680,000	365,000		
再 入 学	32,000		680,000	365,000		
転 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編 入 学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研 究 生	20,000	70,000	335,000	32,500		
科目等履修生	20,000	24,000		10,000		10,000
	継続			10,000		10,000
聴 講 生	20,000			10,000		9,000
	継続			10,000		9,000
特別聴講学生	別に定める					別に定める

- (注) 1 授業料等の改定は、全学年を対象として実施することがある。
 2 平成29年度の入学者より、授業料を教育充実費に統合する。
 3 平成29年度環境情報学部の入学者より、実習費40,000円を徴収する。(教育充実費に含む)
 ただし、徴収年次は2年次以降とし、毎年徴収する。
 4 センター試験利用入学試験の場合、検定料は15,000円とする。
 5 「科目等履修生」、「聴講生」欄にある「継続」とは、当学期を修了した科目等履修生
 及び聴講生が、翌学期に引き続き科目等履修生、聴講生を継続する場合をいう。
 ただし、連続2年を限度とする。
 6 罹災した受験生に対する入学検定料、及び入学金・授業料減免の特別措置については、
 別に定める。

検定料、入学金、授業料等

(単位：円)

総合政策学部

区分	検定料	入学金	授業料等(年額)			履修料 (1単位)
			授業料	教育充実費	教学費	
入学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併設校入学	別に定める		680,000	365,000		
再入学	32,000		680,000	365,000		
転入学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編入学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研究生	20,000	50,000	335,000	32,500		
科目等履修生	10,000			10,000		10,000
聴講生	5,000			10,000		5,000
特別聴講学生	別に定める					別に定める

環境情報学部

区分	検定料	入学金	授業料等(年額)			履修料 (1単位)
			授業料	教育充実費	教学費	
入学	35,000	200,000	680,000	365,000		
併設校入学	別に定める		680,000	365,000		
再入学	32,000		680,000	365,000		
転入学	32,000	200,000	680,000	365,000		
編入学	32,000	200,000	680,000	365,000		
研究生	20,000	50,000	335,000	32,500		
科目等履修生	10,000			10,000		10,000
聴講生	5,000			10,000		5,000
特別聴講学生	別に定める					別に定める

- (注) 1 授業料等の改定は、全学年を対象として実施することがある。
 2 平成29年度の入学者より、教学費を教育充実費に統合する。
 3 平成29年度環境情報学部の入学者より、実習費40,000円を徴収する。(教育充実費に含む)
 ただし、徴収年次は2年次以降とし、毎年徴収する。
 4 センター試験利用入学試験の場合、検定料は15,000円とする。
 5 「科目等履修生」、「聴講生」欄にある「継続」とは、当学期を修了した科目等履修生及び聴講生が、翌学期に引き続き科目等履修生、聴講生を継続する場合をいう。
 ただし、連続2年を限度とする。
 6 罹災した受験生に対する入学検定料、及び入学金・授業料減免の特別措置については、別に定める。
 7 令和元年度より外国人留学生入学試験のうち指定校推薦と日本留学試験利用入試に限り、検定料を25,000円とする。